

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定による林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和四十五年政令第百九十四号）第三条の規定により公告します。

平成二十九年十一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

一 講習会の日程等

1 開催日及び場所

(一) 開催日 平成二十九年十二月十三日

(二) 場所 高市郡高取町大字吉備一番地 奈良県森林技術センター

2 講習内容

(一) 種苗に関する法令 二時間

(二) 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

(三) 種苗の生産技術に関する事項 二時間

3 講習時間

午前十時から午後五時まで

4 講習対象者

林業種苗法第十条第一項に規定する生産事業者の登録を受けようとする者又はその従業員

二 受講の手続等

1 受講の申込みをしようとする者は、平成二十九年十二月一日までに奈良県農林部林業振興課に備付けの受講申込書により申し込んでください。

2 林業種苗生産事業者講習手数料 一万四千円

3 講習会終了後全課程を受講した者に対し、生産事業者講習会修了証明書を交付します。

なお、この生産事業者講習会修了証明書は、生産事業者の登録申請書を提出する際に写しを添付しなければなりません。

4 受講者は、印鑑、筆記用具及び昼食を持参してください。